

木造住宅耐震診断費補助金 補助金申請の手引き

木造住宅の耐震診断を行う場合、一定の条件(条件については都市計画課にお問い合わせ下さい)を満たす方は、市の耐震診断補助を受けることができます。下記の条件に適合し、補助を希望する方は下記の説明に沿って、補助の手続きを進めて下さい。

補助を受けるための条件

1. 申請者自ら木造住宅を所有し、かつ、居住していること。

☆借家、共同住宅及び長屋住宅は対象になりません。

2. 昭和56年5月31日以前に建築し、又は着工された一戸建ての2階建て以下の木造在来工法によって造られている住宅であること。

(注) 昭和56年6月1日以後に増築・改築をした場合には、補助の対象になりません。

☆事務所や店舗等、住宅の用途以外と併用の場合は延べ面積の半分以上が住宅として使用されている必要があります。また、木造一戸建てでも、ツーバイフォー工法、木質パネル工法、丸太組工法等の住宅は対象になりません。

3. 住民基本台帳法に規定する本市の住民基本台帳に記録されていること。

4. 市税を滞納していないこと。

5. 過去に耐震診断に係わる補助金の交付を受けていないこと。

6. 耐震診断方法は建築士が行う「一般診断法」又は「精密診断法」となります。

☆財)日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」(改訂版)に定められた診断法です。

補助する金額

・補助対象経費の実支出額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)。
ただし、80,000円を限度とする。

*補助金は請負者に市が支払います。(代理受領制度。詳しくは建築指導担当まで)

耐震診断・改修についての相談先

・公益社団法人 千葉県建築士事務所協会東葛支部	事務局	04-7138-1804
・千葉県建築士会野田流山支部	事務局	04-7138-1804

その他

- ・この補助事業は事前申請となりますので、ご利用される場合は事前にご相談下さい。
- ・市から、建築士、施工業者のあっせんは行っておりませんのでご注意ください。

問い合わせ 野田市役所 都市計画課 建築指導担当
04-7199-7603

補助を受けるまでの流れ

事前調査

・・・補助対象の要件チェック

☆不明な場合は都市計画課にお問い合わせ下さい。

1. 耐震診断の見積りを依頼する

☆建築士事務所の登録のある方に依頼して下さい。

2. 補助金の申請

・・・補助金交付申請書

必要書類 ①登記事項証明書等
②耐震診断に係わる見積書の写し
③耐震診断を行う建築士の免許の写し
④記載事項証明書【納税に関する事項】
⑤その他必要と認める書類

3. 交付の決定

・・・補助金交付決定通知書

☆中止又は変更が生じる場合は、再度申請が必要です。

4. 建築士と契約

・・・交付決定日以降に契約してください

5. 委任状の提出

・・・委任状

契約の際に委任状を記入し、請負者に提出します。
申請者は、診断の完了報告、補助金の受領に関する権限を請負った建築士に委託します。

6. 診断の開始

7. 耐震診断完了

・・・完了報告書

・委託を受けた建築士が必要書類を添付して報告
・申請者は契約額から補助金を差し引いた金額を建築士に支払ってください。

必要書類 ①耐震診断結果報告書等の成果品の写し
②耐震診断の実施に関する契約書の写し
③耐震診断に要した費用の領収書の写し
④耐震診断費補助金に関する委任状

8. 額の確定通知

・・・補助金交付額確定通知書

市は申請者に補助金額が確定したことを通知します。

9. 補助金の請求

・・・建築士が補助金請求書を提出します。

☆3月15日までに請求して下さい。

10. 補助金の支払い

・・・市は委任状に基づき請負者に補助金を支払います。